

令和 7 年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
令和 7 年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針 1 ～ 4 (略) 5 調達に関する基本的な考え方 (1) 本県における取組方針 調達に関する物品及び役務の分野を限定することなく、本方針の対象となる物品及び役務について、積極的かつ計画的な調達に努める。 また、調達可能な物品及び役務の情報の収集についても積極的に行い、これまで調達実績のない物品及び役務の調達拡大に努めるものとする。 (2) 随意契約の活用 調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号又は地方公営企業法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号)第 2 1 条の <u>1 3</u> 第 1 項第 1 号及び第 3 号に定める随意契約に係る規定の活用を図る。 また、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等の配慮を行うものとする。 (3) 障害者就労施設等との協働 物品及び役務の品質の確保や調達の円滑化を図るためには、障害者就労施	令和 7 年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針 1 ～ 4 (略) 5 調達に関する基本的な考え方 (1) 本県における取組方針 調達に関する物品及び役務の分野を限定することなく、本方針の対象となる物品及び役務について、積極的かつ計画的な調達に努める。 また、調達可能な物品及び役務の情報の収集についても積極的に行い、これまで調達実績のない物品及び役務の調達拡大に努めるものとする。 (2) 随意契約の活用 調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号又は地方公営企業法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号)第 2 1 条の <u>1 4</u> 第 1 項第 1 号及び第 3 号に定める随意契約に係る規定の活用を図る。 また、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等の配慮を行うものとする。 (3) 障害者就労施設等との協働 物品及び役務の品質の確保や調達の円滑化を図るためには、障害者就労施

設等の自主的な改善取組が不可欠であるため、その取組を支援するとともに、提供可能な物品及び役務や発注見通し等の情報交換に努める。

（４）市町村との連携

市町村への情報提供と情報共有に努めるなど連携を図りながら、全国的な障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進を図るものとする。

６～９（略）

附則

この方針は、令和７年１０月２０日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

設等の自主的な改善取組が不可欠であるため、その取組を支援するとともに、提供可能な物品及び役務や発注見通し等の情報交換に努める。

（４）市町村との連携

市町村への情報提供と情報共有に努めるなど連携を図りながら、全国的な障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進を図るものとする。

６～９（略）